

○八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱(平成14年2月1日施行)

平成14年2月1日施行

改正 平成15年8月18日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年8月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、外郭団体の自律的経営を促進するため、市が行う外郭団体の運営指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「外郭団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 市が出資又は出捐している割合が50%以上の団体
- (2) 市の行政を補完する役割を担う団体として、市が継続的に財政等運営全般に支援を行っている団体

(運営指導事務)

第3条 外郭団体への運営指導は、当該外郭団体を所管する部の長(以下「主管部長」という。)が行う。

2 主管部長は、常に当該外郭団体の運営状況を把握し、また、その業務が設立の趣旨に沿って適切かつ効率的に運営されるよう指導するものとする。

3 総合経営部長は、外郭団体に対する運営指導の総合調整を行う。

4 総合経営部長は、主管部長に対し、当該外郭団体の運営状況に関する調査及び報告を求めることができる。

(外郭団体に対する運営指導)

第4条 主管部長は、運営指導にあたっては、当該外郭団体の自律的経営を促進するよう配慮し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業目的が計画的かつ着実に達成されていること。
- (2) 資産の状況を含め、経営状況が適切かつ健全であること。
- (3) 組織の運営体制が適切であること。
- (4) 業務運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (5) 事務事業が社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続の意義を有すること。

第5条 主管部長は、当該外郭団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに総合経営部長と協議し、当該外郭団体に対し適切な運営指導を行うものとする。

- (1) 設立の目的及び趣旨に沿った事業が展開されていないとき。
- (2) 経営が悪化するおそれがあるとき。
- (3) 新たな事業計画又は方針決定等で市の財政支出及び人的支援が必要となることが予想されるとき。

(報告事項)

第6条 主管部長は、当該外郭団体が次の各号に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ報告を求め、総合経営部長と必要な調整を図り、当該外郭団体に対して適切な指導を行うものとする。

- (1) 合併又は解散
- (2) 定款又は寄付行為等の変更
- (3) 基本財産、重要財産等の取得又は処分
- (4) 職員又は社員定数の変更
- (5) 職員又は社員給与の改定
- (6) 市職員の派遣
- (7) 前各号に掲げるもののほか、外郭団体の管理運営に係る重要事項

(情報公開の推進)

第7条 主管部長は、外郭団体の情報公開について、その推進を図るものとする。

(個人情報の取扱いの適正化)

第8条 主管部長は、外郭団体の保有する個人情報の取扱いについて、その適正化を図るものとする。

(事業評価制度の推進)

第9条 主管部長は、事業評価制度について、外郭団体の自主的な取組を基本として、その推進を図るものとする。

(備付書類)

第10条 主管部長は、外郭団体のうち、公益社団法人及び公益財団法人については次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

(1) 定款

(2) 当該事業年度に係る事業計画書

(3) 当該事業年度に係る収支予算書

(4) 当該事業年度に係る資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(5) 財産目録

(6) 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)

(7) 社員名簿

(8) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

(9) キャッシュ・フロー計算書(作成している場合又は平成18年6月2日号外法律第49号「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「法」という。)」第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。また、公益認定を受けた後遅滞なく法第21条第2項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。)

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益認定を受けた後遅滞なく法第21条第2項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。)

第11条 主管部長は、外郭団体のうち、一般社団法人及び一般財団法人については次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

(1) 定款

(2) 成立の日における貸借対照表

(3) 各事業年度に係る貸借対照表

(4) 各事業年度に係る損益計算書

(5) 各事業年度に係る事業報告

(6) 本条第2号から第4号までに關する附属明細書

第12条 主管部長は、外郭団体のうち、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人以外の法人については次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

(1) 寄附行為又は定款

(2) 基本的諸規程

(3) 役員及び職員名簿

(4) 収支予算書及び決算書

(5) 事業計画書及び事業報告書

(6) 財産目録

(7) その他主管部長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年8月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年8月 26 日から施行する。